

保育所や幼稚園などを利用する保護者の皆様へ

令和2年4月7日に政府から「緊急事態宣言」が発出され、市民の皆様には外出の自粛など様々な御協力をいただいていることに、心から感謝申し上げます。

このような状況下、本市におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大防止を更に推進し、同時に市民生活を支える行政として、必要不可欠な業務を安定的に実施するため、「緊急事態宣言下における本市行政運営方針」を策定いたしました。

保育所等につきましては、医療体制や社会機能の維持や、経済的な理由などにより、保育を必要とされる御家庭もあることから、保育の提供を縮小して実施することとしましたが、感染拡大の防止に向けましては、できる限りお子さんと御家庭で過ごしていただき、保育所等への登園を自粛していただくよう改めてお願いいたします。

結びに、市民の皆様一人ひとりの行動が、多くの命を救うことにつながります。早期の終息に向けて一致団結して、取り組んでいただきますよう、重ねてお願いいたします。

令和2年4月17日

川崎市長

福田紀彦

令和2年4月17日

事業者の皆様へ

川崎市長 福田紀彦

緊急事態宣言下における保育所等への登園自粛の要請について（依頼）

令和2年4月7日に政府から発出された緊急事態宣言に伴い、神奈川県から「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が示されました。

こうした状況下において、本市においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を更に推進し、同時に市民生活を支える行政として、必要不可欠な業務を安定的に実施するため、「緊急事態宣言下における本市行政運営方針」により運営するものとなりました。

つきましては、事業者の皆様に応じ、御理解と御協力をお願いします。

本市の保育所等を利用されている保護者の皆様には、仕事を休んで家にいることが可能な場合は、園児の登園を控えるよう要請しているとともに、神奈川県からは「県民の外出の自粛」が強く要請されております。

したがって、事業者の皆様におかれましては、保育所等を利用する保護者である従業員の皆様が、在宅勤務や自宅待機など、この要請に沿った行動ができるよう特段の御配慮をお願いします。

【問合せ先】

(認可保育所に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

(地域型保育事業、川崎認定保育所、おなかま保育室に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

(公立保育園に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

(認定こども園(保育所部分及び一時保育事業)に関すること)

川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長

保育第2課長

運営管理課長

子育て推進部保育対策課長

幼児教育担当課長

緊急事態宣言下における本市の保育所等の運営について（第2報）

令和2年4月7日に政府から緊急事態宣言が発出されたところですが、4月9日付けで「緊急事態宣言下における本市行政運営方針」が策定されましたので、これを踏まえ本市の保育所等（※）については、感染の予防に留意して開所を継続しますが、次のとおり保護者の皆様に登園自粛を要請した上で、保育の提供を縮小して運営することとします。

【基本的な考え方】

- (1) 感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、園児の登園自粛を要請します。
- (2) 園児又は職員に新型コロナウイルスの感染が明らかになった場合は、原則臨時休園とし、休園期間については、管轄の保健所支所との協議の上決定します。
- (3) 園児又は職員が濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から14日間は登園を避け、自宅待機するよう要請します。
- (4) 市からの要請により登園を自粛した場合や、施設内での感染者が明らかになり臨時休園となった場合は、登園しなかった日数に応じて利用料を減額します。

※保育所等：保育所（一時保育事業、年度限定型保育事業、休日保育事業を含む）
認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）、地域型保育事業
川崎認定保育園、おなかま保育室

● 保護者の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御家庭での保育が可能な場合には、登園を自粛してくださるようお願いいたします。

また、保護者が本市の自粛要請に沿った行動ができるよう、保護者の方が勤務する事業者に対しても、協力を要請する旨の通知を作成しましたので、必要に応じて、御活用ください。

なお、登園自粛要請に伴う保育料（利用者負担額）につきましては、登園しなかった日数に応じて減額します（減額の対象期間は、国の緊急事態宣言発出後の令和2年4月8日（水）～5月6日（水））。手続き等の詳細は別途お知らせします。

また、園児や園児と同居する家族に感染の疑いがある場合（新型コロナウイルス感染が疑われる症状や、濃厚接触の可能性がある場合）は、登園を控えるようお願いいたします。

感染症対策のため、通常よりも保育士等に負担がかかっている状況も踏まえ、御協力をお願いいたします。

● 登園自粛要請期間

令和2年4月10日（金）～5月6日（水）

【問合せ先】

(認可保育所の運営に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

(地域型保育事業、川崎認定保育所、おなかま保育室の運営に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

(公立保育園の運営に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

(保育料の徴収に関すること)

川崎市こども未来局子育て推進部保育対策課

電話 044-200-3727

(認定こども園(保育所部分及び一時保育事業)の運営に関すること)

川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179

令和2年4月17日

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局
子育て推進部保育対策課長

**新型コロナウイルス感染症対策としての保育所等入所に際しての育児休業等の取扱い
についてのお知らせ**

日頃より、本市の保育行政への御理解・御協力をいただきありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度4月・5月入所者については、育児休業
からの復職期限等について次のとおり変更しますのでお知らせします。

1 特別な事情があり、復職が制限される方（特例）

保護者本人の意思によらない雇用先の出社制限や派遣先の状況変化、海外からの帰国に伴
う外出制限などにより復職が制限される場合。

(1) 復職期限

復職までに必要と本市が認める日までとします。

(2) 保育料

復職までに必要と本市が認める期間について、保育料は実際の利用開始日から日割計算
します。

(3) 手続き

ア 「育児休業証明書（特例用）」又は復職等の制限が確認できる書類を、提出期限までに
区役所等へ提出してください。

イ 提出期限：4月24日（金） ⇒ 復職した月の末日まで

2 上記以外の方（通常）

(1) 復職期限

5月末日まで ⇒ 6月末日まで

(2) 保育料

4月分から従前のおり月額徴収します（緊急事態宣言下における利用料は登園しな
かった日数に応じて減額します。）。

(3) 手続き

ア 「育児休業証明書」を、提出期限までに区役所等へ提出してください。

イ 提出期限：4月24日（金） ⇒ 復職した月の末日まで

※このお知らせは、発出日時点の状況に対応してのもので、今後の状況変化等
により取扱いが変わる場合があります。

(保育料・利用調整担当)

電話 044-200-3727